

○国立大学法人筑波技術大学大学院長期履修学生に関する規程

平成23年3月30日
規程第21号

最終改正 平成28年1月27日規程第4号

国立大学法人筑波技術大学大学院長期履修学生に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学学則（平成22年学則第1号。以下「学則」という。）第44条第3項の規定に基づき、長期履修学生に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 長期履修（学則第44条第2項に規定する計画的な履修をいう。以下同じ。）を申請できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 職業を有している者（自営業及び臨時雇用を含む。）
- (2) 育児、介護等を行う必要のある者
- (3) その他相当の事由があると認められる者

(申請手続)

第3条 長期履修学生となることを希望する者は、研究科長に対し、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 長期履修申請書（別記様式1）
- (2) その他当該研究科長が必要と認める書類

(申請書類の提出期限)

第4条 申請期限は、次のとおりとする。

- (1) 入学予定者 入学手続き期間の最終日
- (2) 在学生（第1年次） 1月末日

(決定及び許可)

第5条 長期履修は、大学院運営委員会の議を経て決定し、研究科長が、許可するものとする。

2 長期履修を許可した場合は、長期履修許可書を発行するものとする。

(履修期間の変更)

第6条 長期履修学生が、許可された履修期間を変更しなければならない事由が生じた際、随時、長期履修学生履修期間変更申請書（別記様式2）を研究科長に提出し、大学院運営委員会の議を経て、研究科長が許可するものとする。

(履修の開始時期)

第7条 前条の許可を受けた者の履修の開始時期は、学年の始めとする。

(授業料)

第8条 長期履修学生の授業料の額は、国立大学法人筑波技術大学における授業料その他の費用に関する規程（平成17年規程第66号）の定めるところによる。

2 長期履修の期間の変更が許可されたときは、その都度、再計算するものとする。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、長期履修学生に関して必要な事項は、研究科が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年1月27日から施行する。

別記様式第1 (第3条関係)

筑波技術大学大学院長期履修申請書

平成 年 月 日

筑波技術大学大学院技術科学研究科長 殿

申請者 研究科 専攻 学年
氏 名 ⑩
住 所 〒 ー
電話番号 () ー

下記のとおり、長期履修学生となることを希望しますので、申請します。

記

1 長期履修期間

開始学年： 年次から

期 間：平成 年 月～平成 年 月 年間

2 希望理由

上記について、了承します。

指導教員

⑩ ※

(※この欄については入学前の申請者は不要)

別記様式第2 (第6条関係)

筑波技術大学大学院長期履修期間変更申請書

平成 年 月 日

筑波技術大学大学院技術科学研究科長 殿

申請者 研究科 専攻 学年
氏名 ⑩
住所 〒 ー
電話番号 () ー

下記のとおり、長期履修期間の変更を申請します。

記

入学年月日 平成 年 月 日

許可済の履修期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

変更後の履修期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

変更理由

上記について、了承します。

指導教員

⑩